

## 井手町公共工事中間前金払制度事務取扱要領

平成 25 年 4 月 1 日制定

改正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 条 この要領は、井手町建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 34 条第 3 項の規定に基づく中間前払金を行うために必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第 2 条 中間前金払は、1 件の設計代金の額が 500 万円以上の地方自治施工規則（昭和 22 年内務省令第 29 条）附則第 3 条第 1 項に規定する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）とする。

（中間前金払の対象となる経費の範囲）

第 3 条 中間前金払の対象となる経費は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事の費用のうち、当該工事の材料費当（地方自治法施工規則附則第 3 条第 1 項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」を指す。）に相当する額として必要な経費とする。

（中間前金払の要件）

第 4 条 発注者が中間前金払を行う要件は、既に前払金の支払いを受けている工事であって、以下のすべてを満たしていることとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表によって工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

（中間前金払の割合）

第 5 条 前項の場合に発注者が受注者に支払う中間前払金は、請負代金の額の 10 分の 2 以内とする。ただし、前払金と中間前払金との合計額が請負代金の額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

(中間前金払の申請)

第6条 中間前払金の支払いを受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書(様式第1号)に契約書第11条に基づく工事履行報告書を添えて、発注者に2部提出しなければならない。

2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、工事履行報告書及び工程表により第4条に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。

3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行う。

4 発注者は、第2項の調査において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書(様式第2号)によって発注者に通知するものとする。

5 前項の認定を受けた発注者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、井手町工事請負契約書第34条に基づく中間前金払に係る請求書に、保証事業会社の前払金保証証書の原本を添えて契約担当者に提出しなければならない。

6 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払いを行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則(令和2年4月1日)

この要領は、令和2年4月1日以降に契約する工事から適用する。

(様式第 1 号)

認 定 請 求 書

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 工 事 件 名 |                                               |
| 施 工 場 所 |                                               |
| 工 期     | 自      年      月      日 至      年      月      日 |
| 契 約 金 額 |                                               |

上記の工事について建設工事請負契約約款第 3 4 条第 4 項に基づいて中間前金払の認定を請求します。

年      月      日

住 所  
(受注者)      印  
氏 名

(発注者)      様

(様式第 2 号)

認 定 調 書

|                                                                                                         |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 契約の相手方                                                                                                  |                 |
| 工 事 件 名                                                                                                 |                 |
| 施 工 場 所                                                                                                 |                 |
| 工 期                                                                                                     | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 契 約 金 額                                                                                                 |                 |
| 摘 要                                                                                                     |                 |
| <p>上記の工事についてはその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する（認定しない）。</p> <p>年 月 日</p> <p>(発注者)</p> <p>印</p> |                 |